

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（令和6年4月～）

地域医療等の確保
 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
 ↓
 評価センターが評価
 ↓
 都道府県知事が指定
 ↓
 医療機関が計画に基づく取組を実施

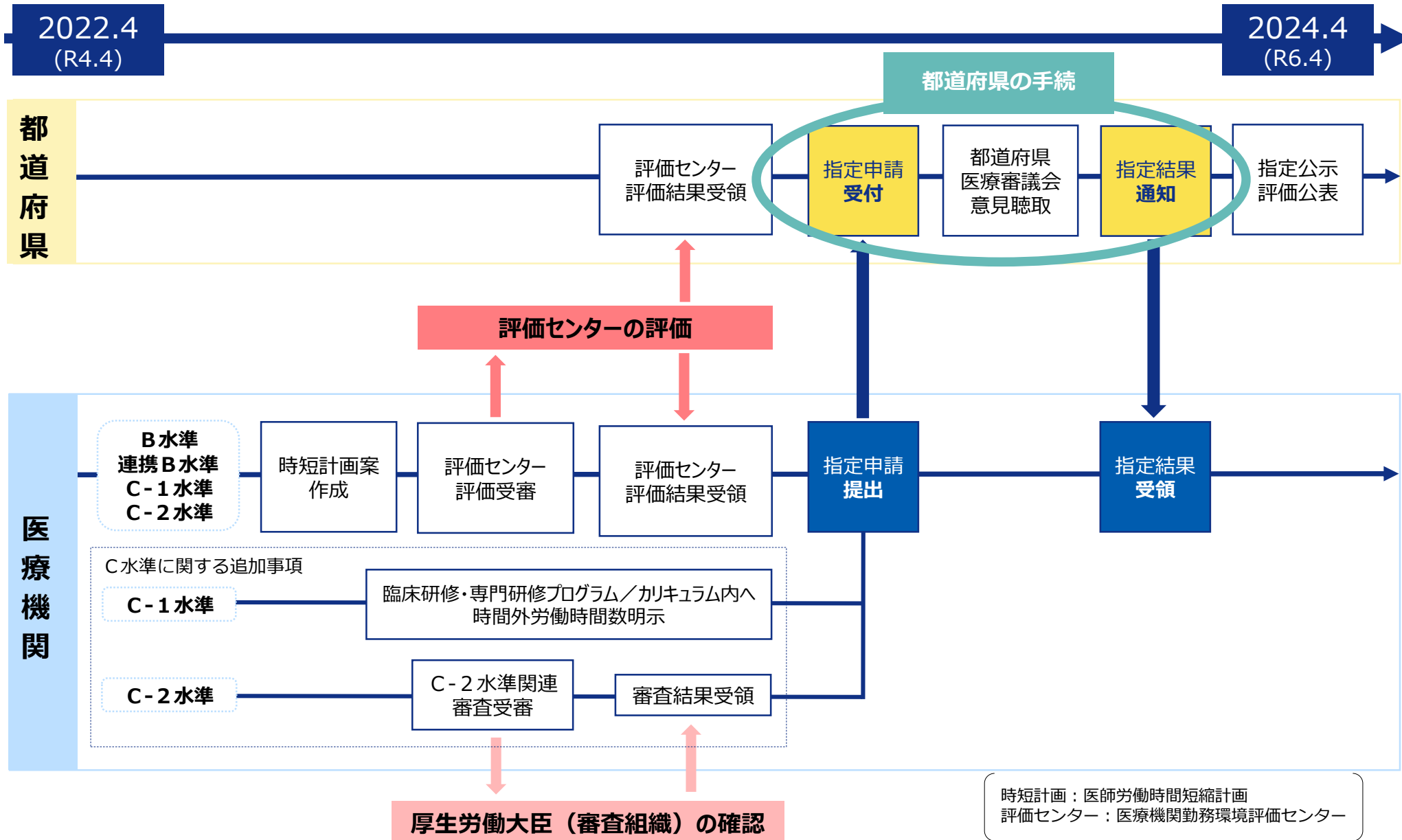
医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B（救急医療等）				
C-1（臨床・専門研修）	1,860時間			
C-2（高度技能の修得研修）				

医師の健康確保
面接指導
 健康状態を医師がチェック

休息時間の確保
 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」）第113条等の規定により、**都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定労務管理対象機関（いわゆる特例水準（B水準・連携B水準・C水準対象機関））として指定することができる（令和6年4月1日施行）**

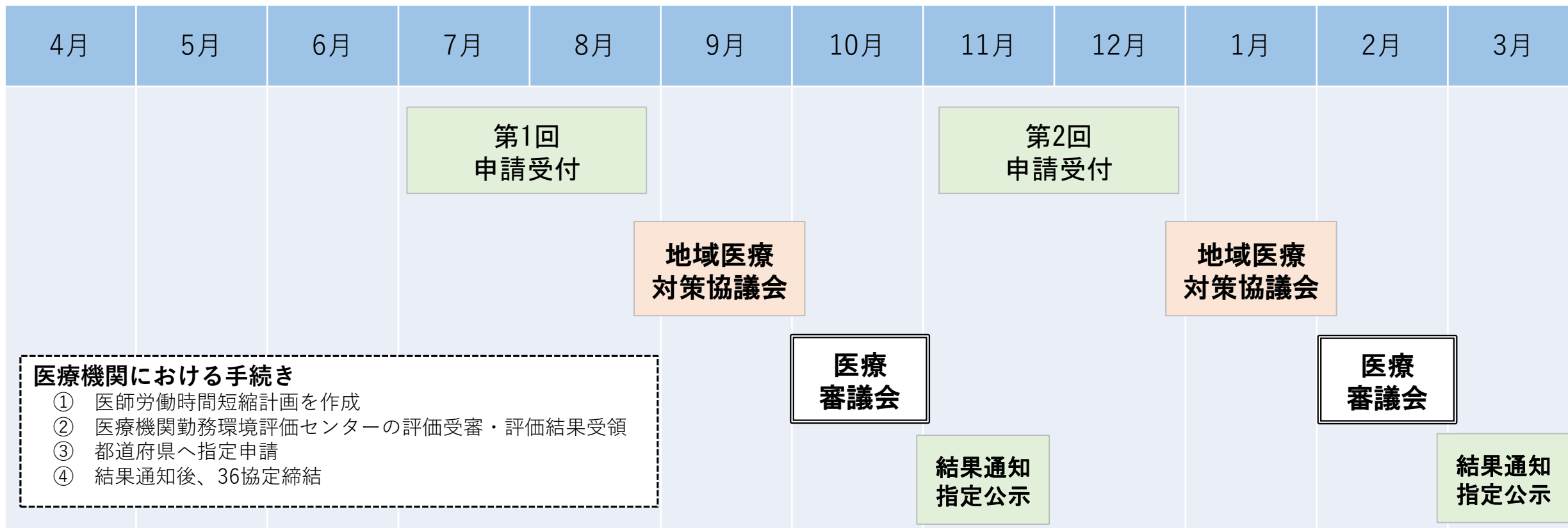
医師の働き方改革 特例水準の指定



医師の働き方改革 特例水準の指定

- 指定には、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならない。（新医療法第113条）
- 実質的な議論については、地域医療対策協議会等の場で行うことを想定。 B水準、連携B水準については、地域医療構想との整合性、地域の医療提供体制への影響を確認。C水準については、地域医療対策協議会で協議。
（医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ）

【令和5年度 指定スケジュール（予定）】



医師の働き方改革 特例水準の指定要件・審査基準

指定要件のうち、B水準については、**都道府県知事の裁量判断を要する要件**について、医療提供体制等の観点から**審査基準を策定する必要がある**。なお、連携B水準、C-1水準、C-2水準については、法令による。

【B水準の指定要件】

新医療法第113条	法施行規則第80条	厚生労働省告示(令和4年1月19日)	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ
一 救急医療	一 救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの 救急医療の提供に係る業務	一 医療計画(法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。)において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所 二 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの イ 年間の救急車の受入件数が1000件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること ロ 医療法第30条の4第2項第4号又は第5号の事業(5疾病5事業)の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。	○ 三次救急医療機関 ○ 二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
二 居宅等における医療	二 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所 居宅等における医療の提供に係る業務	—	○ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所 当該機能に係る業務	—	○ 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例)精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関、社会医療法人、地域医療拠点病院 ○ 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例)高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等